

平成24年2月29日
電源開発株式会社

東北地方太平洋沖地震から得られた知見を踏まえた
大間原子力発電所における耐震安全性評価に関する報告について

当社は、平成24年1月27日に原子力安全・保安院長より「平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項（中間取りまとめ）について（指示）」に係る文書を受領しました。

指示内容に基づき、大間原子力発電所における内陸地殻内の活断層の連動の可能性について検討を行い、本日、その結果を原子力安全・保安院へ報告しましたので、お知らせします。

【報告概要】

指示に基づき、大間原子力発電所における内陸地殻内の活断層の連動性の検討において、活断層間の離隔距離が約5キロメートルを超える活断層等その連動性を否定していたものに関し、地形及び地質構造の形成過程（テクトニクス）、応力の状況等を考慮して、連動の可能性について検討を行った。

検討の結果、大間原子力発電所の敷地周辺における主要な活断層に関しては、断層間の離隔距離だけでなく、地質構造等を踏まえ、連動を適切に考慮していることから、新たに連動を考慮する必要のある断層はないことを確認した。

今後も、調査の実施や断層の連動性に関する情報収集に努め、新たな知見については今後の評価に適切に反映していく。

添付資料 平成23年度東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項（中間取りまとめ）に基づく報告について〔概要版〕

以上

平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する
知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項
(中間取りまとめ)に基づく報告について〔概要版〕

大間原子力発電所の敷地周辺においては、地質調査等の結果に基づき、函館平野西縁断層帯、根岸西方断層、奥尻海盆東縁断層、恵山岬東方沖断層、清水山南方断層、敷地西方沖断層、F-5断層、F-6断層、F-8断層、F-9断層及びF-14断層を、耐震設計上考慮すべき主要な活断層として評価しています。

それらの断層に関して、断層間の離隔距離だけでなく、地質構造等を踏まえ、運動を適切に考慮していることから、新たに運動を考慮する必要のある断層はないことを確認しました。

上記の断層のうち、函館平野西縁断層帯、根岸西方断層、奥尻海盆東縁断層及び恵山岬東方沖断層については、それぞれおおむね同一線上に位置し、地質構造が連続するような近接する複数の断層があることから、それらの運動を考慮した評価を行っています。敷地西方沖断層については、北側に分布する断層は南側落下、南側に分布する断層は北側落下であり、間が地溝状に落ち込むような構造を呈し、これらの断層が地下深部で単一の断層となっている可能性も否定し難いため、これらの断層の運動を考慮した評価を行っています。

なお、函館平野西縁断層帯の南西方に分布するF-5断層、F-6断層、F-8断層及びF-9断層について走向及び傾斜等を考慮すると、これらの断層と函館平野西縁断層帯とは互いに、同一線上には位置せず、地下深部で断层面が会合する等の地質構造上の関連性を有するものではないことから、それらの運動については考慮する必要はないものと評価しています。

今後も、調査の実施や断層の運動性に関する情報収集に努め、新たな知見については今後の評価に適切に反映してまいります。

